

第9期  
募集開始!

## サクラヌbiz応援プロジェクト

# 女性のための起業塾～夢の実現に向けてStart UP!!～(全8回)

8月26日、9月9・23日、10月14・21日、11月4・18日、12月2日 土曜日 午後1時30分～4時30分  
としま産業振興プラザ(IKE・Biz)

女性起業家・経営者をサポートする当プロジェクトの一環として開催する「女性のための起業塾」では、起業を目指す仲間とともに、自分の強みを活かした集客プランを考えます。

●講師…(株)ソフィットウェブコンサルティング代表取締役/吉枝ゆき子氏、鴨田和恵税理士事務所所長/鴨田和恵氏◇女性で起業に興味がありアイデアを具体化したい方、おおむね起業1年未満で事業プランを改善したい方◇30名◇8,000円(全8回の受講料、テキスト代込み)

■2次元コードから8月3日までに申込み※応募者多数の場合は区内在住、在勤、区内起業予定の方優先で先着順。

■生活産業課商工グループ☎4566-2742



## 第73回社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

#生きづらさを、生きていく。

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力をあわせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行をなくすためには、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れることや、犯罪や非行を生み出さない家庭や地域づくりが大切です。この運動では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、運動に参加するきっかけをつくることを目指しています。犯罪や非行のない安全で安心な暮らしをかなえるため、いま何ができるのかを皆さんで考えてみませんか。

### 中央大会「区民のつどい」

7月9日(日) 午後4～6時(予定)

GLOBAL RING THEATRE(池袋西口公園内)

※雨天時は区役所本庁舎1階としまセンタースクエア

①合唱…すがも児童合唱団、社明合唱団(“社会を明るくする運動”豊島区推進委員会の構成団体を中心に編成)、②作文コンテスト発表・表彰…区立の小・中学生を対象に「いのち」「社会を明るくする運動」がテーマの作文コンテスト優秀作品の発表と表彰。

■当日直接会場へ。

■子ども若者課地域支援グループ☎3981-2187



## 「緑のカーテン」フォト大募集!

家庭や勤務先で育てた緑のカーテンの写真を募集します。今年の夏は緑のカーテンの心地良さをぜひ体感してください。

■環境政策課事業グループ☎3981-2771



緑のカーテンとは

つる性の植物の葉をネットや支柱に絡ませ、建物の窓の外や壁面を覆うようにするカーテンのことです。日射の熱エネルギーを約80%カット、さらに植物の葉から水分が放出されることで周囲の温度を下げるため、エアコンの使用量が減り、省エネルギーにつながります。

### 応募者全員に記念品をプレゼント!

●募集期間…8月1日(火)～31日(木)

●応募点数…1点。カラーかモノクロ

※作品は区ホームページなどに掲載し、区の環境普及促進事業に活用します。

●対象…区内在住、在勤、在学の個人または団体

■撮影した写真(4MBまで)をEメール(①件名「緑のカーテン」フォト大募集!、②住所、③氏名・ふりがな(団体の場合は団体名も)、④年齢、⑤電話番号、⑥写真タイトル(15字以内))で当グループ

■A0029180@city.toshima.lg.jp※2次元コードで応募可。

## 自己負担割合が変わる方に新しい後期高齢者医療保険被保険者証を送付します

後期高齢者医療制度の自己負担割合は、令和5年度の住民税課税所得などに基づいて、毎年8月1日を基準日として決定しています。令和5年8月1日か

ら自己負担割合が変わる方には、新しい被保険者証を7月11日以降に簡易書留郵便で送付します。届いたら記載内容を確認してください。自己負担割合が変わらない方は、これまでの被保険者証を引き続き使ってください。

新しい被保険者証が届いた方は、古い被保険者証を8月1日以降に高齢者医療年金課まで返却してください。古い被保険者証をそのまま使うと、差額分の支払いや払い戻しの手続きが必要となる場合がありますので注意してください。

## 8月から後期高齢者の方の限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証が新しくなります

過去に交付されたことがあり、令和5年8月以降交付対象となる方には、新しい認定証を7月19日以降にお送りします。届いたら、記載内容を確認してください。令和5年8月以降に負担区分が変更になり、交付対象外となる方には送付されませんので注意してください。

### ●自己負担割合が1割の方

世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付が可能です。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食費が減額されます。

### ●自己負担割合が3割の方

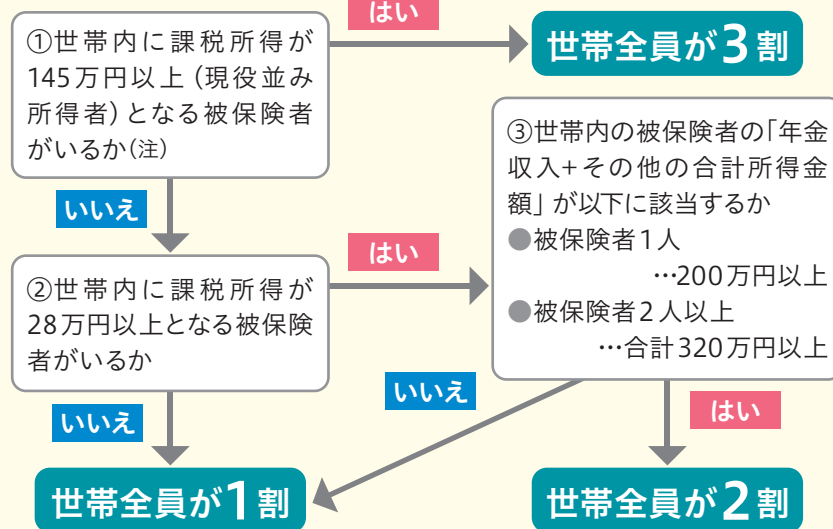
被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合は、限度額適用認定証の交付が可能です。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

これまで交付されたことがなく、新たに交付を希望する方は、申請が必要ですので問い合わせてください。現在お使いの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に注意して、自身で裁断して破棄することができます。

(注意事項) 確定申告の期限延長を行った場合、今回送付する被保険者証の自己負担割合や、認定証の適用区分が暫定的なものとなる場合があります。所得確定後に被保険者証や、認定証等の差し替えや返却をお願いすることがあります。

■高齢者医療年金課後期高齢者医療グループ ☎3981-1332

### スタート/



(注) 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、現役並み所得者の対象外となり、「いいえ」に進みます。

- 被保険者が1人の場合 383万円未満
- (世帯内に70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満)
- 被保険者が複数 収入合計額が520万円未満